

四街道市地区集会場設置及び管理に関する条例を廃止する条例

四街道市地区集会場設置及び管理に関する条例（昭和 5 4 年条例第 3 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。